

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方
（案）について

資料 1 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に
向けた考え方（案）について

資料 2 パブリックコメントの実施について

参考資料 社会保障・税番号制度（マイナンバー制
度）の概要

平成 27 年 2 月 10 日

総 務 局

● 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について ～川崎市における特定個人情報の取扱い～

- 平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定され、地方公共団体に対し個人番号をその内容を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な管理について必要な措置が求められています。
- この度、本市における特定個人情報の適正な管理については、個人情報の取扱いを規定する「川崎市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」に定めることとし、その改正の考え方がまとまりましたので、平成27年2月19日から同年3月20日まで市民意見の募集を行うものです。

1 番号法における地方公共団体に対する特定個人情報の取扱い

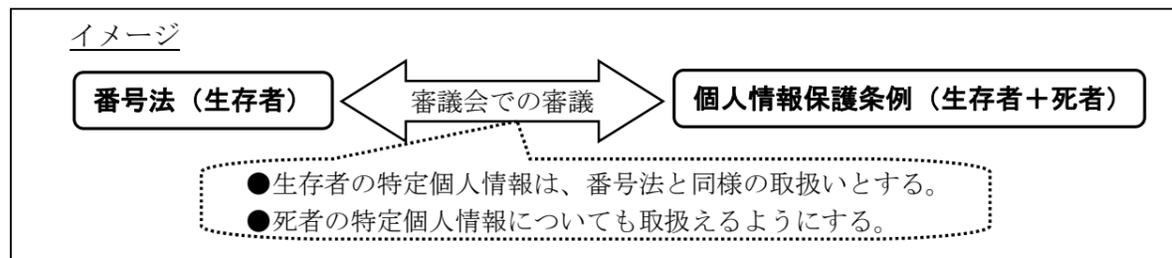
- 番号法は、国民に個人番号（12桁）を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野で活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものである。
- また、個人番号は、各種個人情報を正確に名寄せでき、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられ、現行の個人情報保護法制の保護措置より手厚い保護措置を講じるため、番号法は、現行の個人情報保護法制の特別法として、地方公共団体に対し「特定個人情報」の適正な管理について必要な措置を求めている。
- 個人情報保護措置として、番号法の規定によるものを除き特定個人情報の利用・提供が禁止されていることや、特定個人情報保護評価の実施等がある。

2 川崎市における特定個人情報の取扱い

- 本市では、番号法が求める特定個人情報の適正な管理について、平成26年2月に、個人情報保護制度の運営に係る重要事項等を審議する「川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）」に「番号法の成立に伴う個人情報保護制度のあり方」を諮問し、同年10月に答申を受けた。本答申等を踏まえ、次のとおり個人情報保護条例の一部改正を行いたいと考えている。

【参考】答申の趣旨

- ◎番号法は、生存者の特定個人情報の取扱いを定めているが、現行の個人情報保護条例では、死者も含めた個人情報の取扱いを定めている。
- ◎よって、個人情報保護条例では、番号法が対象とする生存者の特定個人情報については、番号法と同様の取扱いとすること。
- ◎また、番号法に定めのない死者の特定個人情報については、番号法の趣旨を踏まえ本市の個人情報保護制度との整合を図った取扱いとすること。



(1) 個人情報保護条例の一部改正に向けた基本的考え方

個人情報保護条例の一部改正にあたっては、生存者の特定個人情報については、番号法と同様の規定を整備する。また、死者の特定個人情報など番号法に定めのないことについては、番号法の趣旨を踏まえ、本市における個人情報保護制度との整合を図りながら必要な規定を整備する。

ア 特定個人情報における「死者」の取扱いについて

- 本市が保有する特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）については、生存者だけでなく「死者」も含めるものとする。

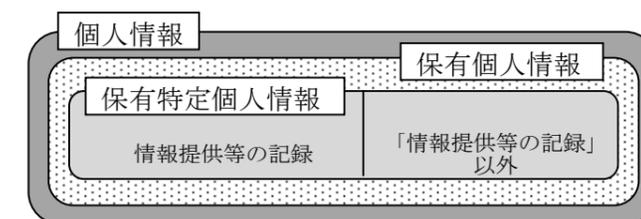
※個人情報保護条例の個人情報は、死者の個人情報の不適正な取扱いが、死者の名誉を傷つけたり、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれがあること、保有している個人情報の主体が、その後死者となったかどうかは必ずしも分別できないため死者を含んでいる。また、災害時等は、本人の生死が必ずしも確認できないことも想定され、生死が確認できた生存者の特定個人情報しか授受できないことにならないよう死者を含めるものである。

イ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の開示・訂正・利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求権者について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の開示等の請求権者は、生存者について、番号法と同様、本人のほか代理人による請求を認めるものとする。なお、死者については、現行の個人情報保護条例に規定する本人の配偶者、子などに認める取扱いとする。

※代理人による請求の場合は、委任状、代理人及び本人の本人確認書類を提示等させるとともに、本人に対し代理人に委任した事実を確認するものとする。

【個人情報の構成（イメージ）】



- ※個人情報：個人に関する情報で、氏名など特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）。
- ※保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているもの。
- ※保有特定個人情報：特定個人情報のうち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているもの。
- ※情報提供等の記録：国が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行う特定個人情報の提供の求めや提供の記録のこと。
- ※実施機関：本市の機関である、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会をいう。

ウ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の目的外利用について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の目的外利用は、番号法と同様、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人同意があり又は本人同意を得ることが困難なときに限るものとする。
- 目的外利用を行った場合の届出書は市長に提出し、本人への通知については法令の定めによる目的外利用のため不要とする。

エ 保有特定個人情報の提供について

- 保有特定個人情報の提供については、番号法に定められた、情報提供ネットワークシステムによる提供や条例で定めた同一地方公共団体内の他の機関間での提供などに限ることとする。また、提供を行った場合の市長への届出書の提出は、提供が番号法が認める場合に限られるため必要ないものとする。
- なお、死者については、番号法が認める提供以外の提供を行う場合は、審議会の意見を聴き認めるときできるものとし、提供の届出書を市長に提出するものとする。
- 本人（生存者）への通知は、法令の定めによる提供のため不要とする。

オ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の利用停止の請求は、番号法の規定に違反した不適正な取扱いや提供がされた場合に限りできるものとする。

カ 情報提供等の記録の取扱いについて

- 「情報提供等の記録」は、情報提供ネットワークシステムを通じ特定個人情報を授受したときに、同ネットワークシステムに自動的に保存され、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するものである。また、その確認については、国が設置する「情報提供等記録開示システム（以下「マイ・ポータル」という。）」により行うことができる。

※情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）：情報提供等の記録表示（自分の特定個人情報を、いつ、誰が、何故提供したのかを確認する機能）、自己情報表示（行政機関が保有する特定個人情報を確認する機能）、ワンストップサービス（行政機関等への手続を一度で済ませる機能）、プッシュ型サービス（各自にあった行政機関等からのお知らせを表示する機能）の機能を有するもの（イメージ）。

- 情報提供等の記録の取扱いについては、次のとおり番号法と同様の取扱いとする。
 - ◎「目的外利用」・「利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求」は、認めないこととする。
 - ◎「開示・訂正の請求」は、上記イと同じ取扱いとする。
 - ◎「訂正」時は、必要に応じて記録の誤りを特定個人情報の授受を行った者及び情報提供ネットワークシステムの設置・管理者（総務大臣）に通知する。

キ 他の法令による開示との重複について

- 他の法令による開示との重複については、番号法と同様、他の法令による開示がされてもマイ・ポータルによる開示ができることとする。

ク 保有特定個人情報の開示等の手数料について

- 番号法では、開示手数料（開示請求の処理費用及び開示の実施に必要な費用）は、利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていることから、現行のとおり保有特定個人情報の開示等の手数料については無料とし、対象公文書の交付を受ける場合の写し等の作成に要する費用は請求者に求める取扱いとする。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成27年2月10日（火） 個人情報保護条例一部改正に向けた市民意見募集の実施について、総務委員会で説明し、報道機関に情報提供する。
- 平成27年2月19日（木）～3月20日（金） 市民意見の募集
- 平成27年3月1日（日） 市政だより（1日号）に市民意見の募集案内を掲載
- 平成27年6月議会 個人情報保護条例一部改正に向けた市民意見募集の実施結果について、総務委員会で説明し、市ホームページで公表等を行う。
個人情報保護条例一部改正議案の上程・審査・採決
- 平成27年10月1日（木） 個人情報保護条例の施行

● 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正の考え方（案）について —市民の皆様から意見を募集します—

- 平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定し、地方公共団体に対して、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な管理について必要な措置が求められています。
- この度、本市における特定個人情報の適正な管理について、川崎市個人情報保護条例の一部改正の考え方がまとまりましたので、市民の皆様から御意見を募集します。

1 意見の募集期間

- 平成27年2月19日（木）から平成27年3月20日（金）まで
※郵送の場合は、平成27年3月20日（金）付けの消印まで有効です。

2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

- 御意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール（専用フォーム）、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。
なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
※電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続き」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を市ホームページで公表します。
※いただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

4 意見募集結果の公表時期

- 平成27年6月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話044（200）2108 FAX044（200）3751

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

- 個人番号（マイナンバー）は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されます。



- ・ 平成 27 年 10 月に、住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12 桁）が通知されます。
- ・ 平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。

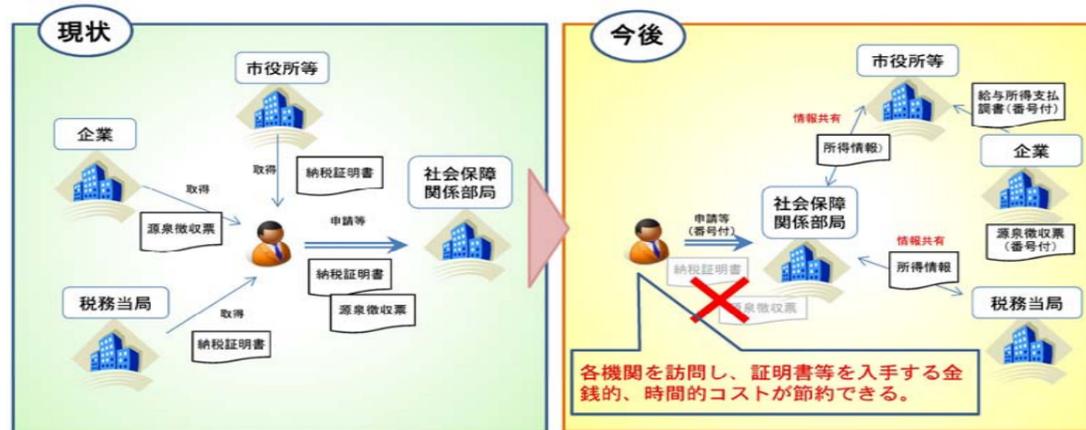
2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の効果等

(1) 行政の効率化

- ・ 地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。

(2) 利便性の向上

- ・ 地方公共団体などに対して申請を行う際に提出する各種証明書等が減るなど、行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。



(3) 公平・公正な社会の実現

- ・ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給等を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができますようになります。

(4) 個人情報の適切な管理・保護対策

- ・ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）で定められるものに限り、**情報提供ネットワークシステム**を使用して情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法がとられます。
- ・ マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているかを自分で確認できる手段として、平成 29 年 1 月から**情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）**が稼働する予定です。
- ・ マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いについて**特定個人情報保護委員会**による監視・監督が行われるとともに、国の行政機関や地方公共団体等に**特定個人情報保護評価**の実施が義務付けられます。

3 今後の主なスケジュール

- 平成 27 年 10 月に、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するカードを郵送します。
- 平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。また、希望される方に対して個人番号カードの交付を開始します。



表面(案)

裏面(案)

- ※ 個人番号カードをお持ちの場合には、市の窓口等でスムーズに本人確認等の手続を行うことができます。
- ※ 個人番号カードにはマイナンバー、基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）、電子証明書などの最低限の情報のみが記録されます。

- 平成 29 年 1 月から、国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。
- 平成 29 年 7 月から、地方公共団体と他の行政機関等（国の行政機関や他の地方公共団体等）との間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。（＝マイナンバー制度の本格運用開始）

4 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に向けた川崎市の主な取組

(1) マイナンバーの付番に向けた取組

住民票を有する全ての方に付番するための住民基本台帳システムの改修等を進めています。

(2) 個人番号カードの交付・普及に向けた取組

個人番号カードに搭載される公的個人認証の機能を用いたコンビニエンスストアにおける各種証明書の発行サービスなど、個人番号カードの便利な活用方法を検討しています。

(3) 国の行政機関等との情報連携に向けた取組

複数の行政機関の間において、機関ごとに管理している同一人の個人情報をマイナンバーにより紐付けし、相互に活用するための業務システムの改修等を進めています。

(4) 個人情報の保護に関する取組

マイナンバー利用による個人情報保護対策として、**特定個人情報保護評価を実施**するとともに、**川崎市個人情報保護条例の改正**等を行います。

<特定個人情報保護評価とは>

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報の制度上の保護措置の一つであり、番号法において、特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体等に実施が義務づけられています。
- 本市においても、番号法の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を市のホームページ等で公表します。

<特定個人情報保護評価の実施方法>

- 番号法等の規定に基づき、①当該特定個人情報ファイルに記録される本人の数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、特定個人情報保護評価の種類（**基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価**）を判断します。
- **全項目評価**の実施に際しては、番号法等の規定に基づき、①評価書の案を公示し広く市民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うとともに、②専門性を有する第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を受けることとします。

(5) マイナンバー制度の効果的な活用方策の検討

本市独自のマイナンバーや個人番号カードの利用方法等について検討を行っています。